

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、村、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に作成する。

第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

第3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、原村防災会議が作成する「原村地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定める。

なお、この計画は「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は「長野県地域防災計画」に準じる。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、村はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

第5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径5Km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径30Km）」にも含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

資料編	・原村防災会議委員名簿（P. 1305） ・原村防災会議条例（P. 1311）
-----	--

第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所及び県等からの情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

(1) 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講じる。

(4) 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 村及び県が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること（県・村）。

イ 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること（県）。

ウ 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること（県）。

エ 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること（県）。

オ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること（村）。

カ 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること（県・村）。

キ 健康被害の防止に関すること（県・村）。

ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること（県・村）。

ケ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること（県・村）。

コ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること（県・村）。

サ 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること（県）。

シ 汚染物質の除去等に関すること（県・村）。

ス その他原子力防災に関すること（県・村）。

(2) 原子力事業者（東京電力ホールディングス株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社等）が処理すべき事務又は業務

- ア 原子力施設の防災管理に関すること。
- イ 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- ウ 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- エ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- オ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- キ 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- ク 汚染物質の除去に関すること。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 (P. 1301)

第2章 災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第1 モニタリング等

村及び県は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 村は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

第3 健康被害の防止

県及び村は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

第4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

第5 原子力防災に関する訓練の実施

村は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、村はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

第1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、村は、情報収集活動を実施する。
- (2) 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、村は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、村は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、県、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、村が行う応急対策について協議する。
- (4) 村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- (5) 東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力パワーグリッド株式会社は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。

第2 通信手段の確保

村は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

第3節 活動体制

第1 村の活動体制

(1) 警戒本部の設置

ア 設置基準

村長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(イ) その他村長が必要と認めたとき。

イ 組織

本部長：村長、副本部長：本部長の指定する者、本部員：関係部局長等

ウ 所管事務

指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

エ 警戒本部の廃止

おおむね次の基準による。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 村長が村内において屋内退避又は避難のおそれがなくなつたと認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

村長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(イ) その他村長が必要と認めたとき。

イ 組織

風水害等対策編 参照

ウ 所管事務

風水害等対策編 参照

エ 災害対策本部の廃止

おおむね次の基準による。

(ア) 村内において屋内退避又は避難の必要がなくなつたとき。

(イ) 村長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなつたと認めたとき。

資料編 ・ 原村災害対策本部条例 (P. 1313)

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

第1 災害時のモニタリング

村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

第2 放射性物質の測定

村は、必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

第1 健康被害防止対策の実施

村及び県は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 住民等への的確な情報伝達

第1 住民等への情報伝達活動

村は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県、国、原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

村は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

第1 屋内退避及び避難誘導

(1) 村は、村内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- ウ 消防署の広報車等による広報活動
- エ 村の防災行政無線や広報車等による広報活動
- オ 村教育委員会等を通じた小中学校への連絡
- カ 電気・ガス・通信事業者、各種団体の協力による広報活動
- キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

資料編	・避難施設一覧 (P. 1435)
	・避難所収容台帳 (P. 1493)
	・救助の種目別物資受払状況 (P. 1494)
	・避難所設置及び収容状況 (P. 1495)

なお、「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値* ¹	防護措置の概要
-------	---------------------	---------

地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2} ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ^{*4} させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

*2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

第2 広域避難活動

- (1) 村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (2) 村は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (3) 要避難市町村からの要請に基づき避難者を受入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (4) JR会社、鉄道会社、路線バス会社等は、県、村と連携し、避難者の輸送を行う。
- (5) 自衛隊は、村及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。
- (6) 村は、必要に応じ、国[原子力規制委員会等]の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難所等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行う。

第8節 緊急輸送活動

風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」を準用する。(P.268)

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

村は、県及び国からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

村は、県及び国からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム以上

（「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」より）

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	10ベクレル／キログラム以上
牛乳	50ベクレル／キログラム以上
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

第10節 県外からの避難者の受入れ活動

第1 避難者の受入れ

(1) 緊急的な一時受入れ

ア 村の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(2) 短期的な避難者の受入れ

ア 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、村の施設で対応する。

イ アによる受入れが困難な場合、県と協議のうえ、村内のホテル・旅館等を県が借り上げて、避難所とする。

(3) 中期的な避難者の受入れ

ア 避難者に対しては、村営住宅への受入れを行う。また、村営住宅等の受入情報について提供を行う。

イ 長期的に本村に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

第2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 村は、村内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 村は、避難者に関する情報について県を通じて避難元市町村へ情報提供する。

(3) 村は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、村からの避難者支援に関する情報を提供する。

第4章 災害からの復旧・復興

村は、県、国及び原子力事業者と相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

第1 放射性物質による汚染の除去等

村は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

第2 その他災害後の対応

- (1) 村は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 村は、県及び関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (3) 村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、県、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 村は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興に関する活動内容については、「第2章 災害に対する備え」「第3章 災害応急対策」「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。

火山災害対策編

第1章 火山災害に強いむらづくり

第1 基本方針

原村は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いむらづくりを行う。

県内及び近隣には10の活火山があり、比較的当村に近いのは八ヶ岳連峰、横岳である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を受ける危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 計画の内容

村は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から村の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いむらづくりが必要となっている。

1 火山災害に強い村の形成

(1) 必要に応じ、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。

(2) 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山対策災害に対する安全性の確保についても配慮する。

3 ライフライン施設等の機能の確保

上水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

4 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

5 災害応急対策等への備え

災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

第2章 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れのある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ住民に対する情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 計画の内容

1 住民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

(1) 村は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。噴火警報・予報等の通報伝達系統は別紙1のとおり（P.1104）。

(2) 噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、必要により住民等に対する広報活動を行う。

2 避難誘導体制の整備

村は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ防災対応や避難計画を作成しておく。

（避難誘導体制については風水害対策編第2章第11節「避難収容活動計画」に準じる。）

(1) 噴火警報・予報

噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）：気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

噴火予報：気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

■噴火警報及び噴火予報の発表基準等（八ヶ岳連峰、横岳）

種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 （居住地域） 又は噴火警報	居住地域又は山麓 及びそれより火口 側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、 あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は噴火警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この 範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火 が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れ たところまでの火 口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あ るいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であること に留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の 噴出等がみられる（この範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ）。

(2) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に発表する。

(3) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の結果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、又は必要に応じ作成し発表する。

3 異常現象の通報

住民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合には、ただちに村長又は警察官に通報するものとする。村長等は、住民から災害発生の恐れのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

第3章 災害応急対策

第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、住民の生命・身体のプロテクト又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は風水害対策編第3章「災害応急対策計画」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害復旧・復興活動は風水害対策編第4章「災害復旧計画」に準ずる。

雪害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要道等の交通確保及び電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

なお、本計画を円滑に実施するため、毎年、県が長野県雪対策連絡会議において協議し「長野県雪害予防実施計画」を定めた事項に基づき、必要な見直しを行う。

資料編	・原村防災会議委員名簿 (P. 1305) ・原村防災会議条例 (P. 1311)
-----	--

第1節 雪害に強いむらづくり

第1 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いむらづくりを行う。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いむらづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 4 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 5 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 6 大雪の際に医療を確保するための体制の整備を図る。
- 7 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 8 大雪時における児童生徒の安全確保を図る。
- 9 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 10 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 11 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強いむらづくり

(1) 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いむらづくりを行う。

(2) 実施計画

ア 関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避

難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

イ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

ウ 雪害に強い村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。

エ 融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、村、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

(2) 実施計画

ア 村は、計画の定めるところにより除雪体制を整備し、大雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

ウ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

エ 住民は、厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

オ 村は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起りやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

3 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため、必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

ア 中部電力パワーグリッド株式会社が実施する計画

(ア) 送電設備について、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。

(イ) 配電設備については、以下の対策を行う。

a 電線の太線化

b 難着雪化電線の使用

- c 支持物の強化
- d 冠雪対策装柱の採用
- e 雪害対策支線ガードの採用
- f 支障木の伐採

4 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

大雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

(ア) 大雪時に、液化石油ガス（L P ガス）供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。

(イ) 設備破損によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。

(ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、一般社団法人長野県L P ガス協会に要請する。

特に、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。

排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。

5 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 関係機関が実施する計画

(ア) 電気通信設備の予防措置

(イ) 雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

6 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、信州諏訪農業協同組合等関係機関に対する迅速な連絡体制を整備するものとする。

(2) 実施計画

農林産物に対する被害報告を受けた場合、県、信州諏訪農業協同組合等関係機関に対する速やかな連絡が行えるよう、日ごろより連絡体制を整備しておく。

7 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登

録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 村が実施する計画(教育委員会)

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講じるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

イ 所有者等が実施する計画

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講じるものとする。

資料編 ・ 指定文化財一覧 (P.1461)

8 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努めるものとする。

(2) 実施計画(警察本部)

ア 警備措置(平常時の措置)

危険地域等の調査

(ア) 調査対象

- a 雪崩災害危険箇所
- b 交通途絶地域
- c 融雪災害危険地域
- d 地すべり災害危険箇所

(イ) 調査事項

- a 危険地域の状況
- b 危険・被害予想
- c 警備措置(事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等)

9 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。

(2) 実施計画

降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、

雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 (P. 1301)

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取り組み

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。
- 3 避難収容に使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪崩災害等の危険性に対する配慮を行う。
- 4 雪処理の担い手確保の体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第2章 災害応急対策計画第1節「災害直前活動」の「伝達系統」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

資料編	・原村防災会議委員名簿 (P. 1305) ・原村防災会議条例 (P. 1311)
-----	--

- 2 緊急輸送関係

- (1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は、除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。

- (2) 実施計画

除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保する。

資料編	・災害時幹線迂回路 (P. 1450)
-----	---------------------

- 3 避難収容関係

- (1) 基本方針

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行うものとする。

- (2) 実施計画

ア 公民館、学校等の公共施設は、融雪のおそれがない場所へ設置する。

イ 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。

ウ 応急仮設住宅等の設置に適した、融雪のおそれがない場所を把握する。

資料編	・避難施設一覧 (P. 1435) ・原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441) ・避難所収容台帳 (P. 1493) ・救助の種目別物資受払状況 (P. 1494) ・避難所設置及び収容状況 (P. 1495)
-----	--

4 雪処理関係

(1) 基本方針

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受入れ等に関する体制の構築に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 村が実施する計画

(ア) 大雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進するものとする。

(イ) ボランティアを地域で受入れるための体制作りを図るものとする。

(ウ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるものとする。

(エ) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図るものとする。

イ 社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画

(ア) ボランティア事前登録の推進を図るものとする。

(イ) 除雪ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

資 料 編	・ 災害時における応急措置に関する協定書 (P. 1367)
	・ 応急復旧用機械所有者 (P. 1450)
	・ 障害物除去該当世帯調 (P. 1507)
	・ 障害物除去状況記録簿 (P. 1507)
	・ 臨時雇用人夫勤務状況表 (P. 1508)

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による住民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 住民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行う。

(2) 実施計画

ア 村が実施する計画

(ア) 応急対策等に活用するため、降積雪に関するデータを保存・整理する。

(イ) 長野地方気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

(ウ) 冬期における運行規制及び気象情報・路面情報等を管理し、道路利用者に雪道情報を迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図る。

イ 関係機関が実施する計画

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する（長野地方気象台）。

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(2) 実施計画

ア 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

イ インターネットポータル会社等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

資料編	・原村とエルシーバイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定（P. 1369） ・災害発生時の情報交換に関する協定（P. 1382）
-----	---

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

本章では、雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定める。

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 住民の避難誘導等

第3 活動の内容

- 1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、風水害対策編の活動体制計画及び非常参集職員の活動を参照のこと。

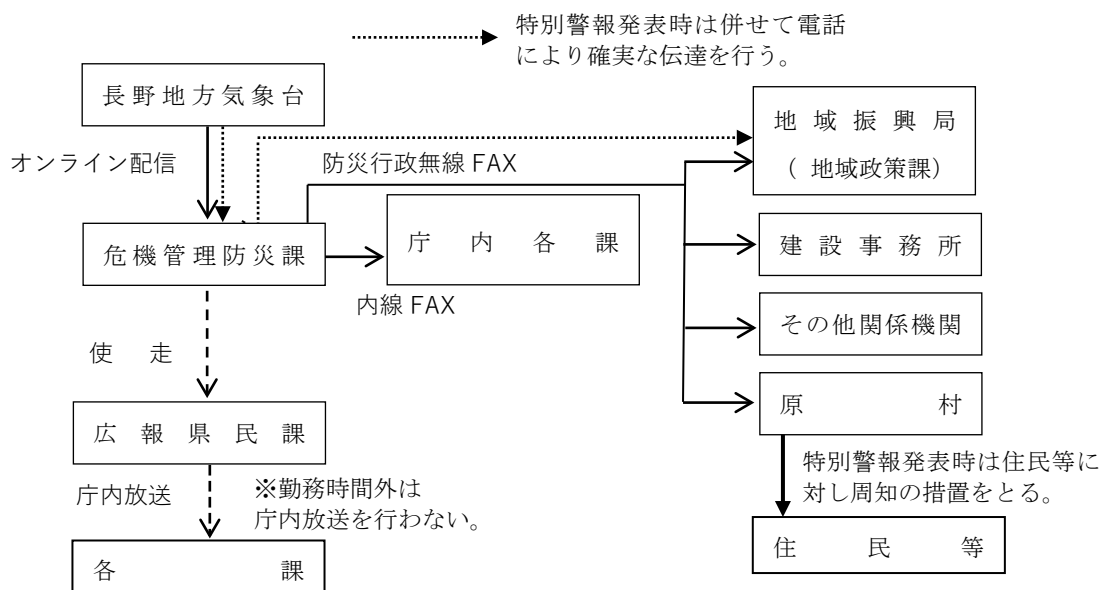
(2) 実施計画

ア 県から村へ実施する対策

雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統

伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、県から村へは、以下のとおり行われる。

a 勤務時間内



イ 長野地方気象台が実施する対策

気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報

警報・注意報発表基準一覧表

(原村に關係ある部分のみ抜粋)

発表官署		長野地方気象台
府県予報区		長野県
一次細分区域		中部
市町村等をまとめた地域		諏訪地域
警報	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う
	大雪（12 時間降雪の深さ）	12 時間降雪の深さ 20cm
注意報	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う
	大雪（12 時間降雪の深さ）	12 時間降雪の深さ 10cm
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20 cm 以上で風速 10m/s 以上。又は積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、又は日降水量が 15mm 以上
	着氷	著しい着氷が予想される場合
	着雪	著しい着雪が予想される場合

- (注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、又は更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 2 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。
- 3 警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第2章第1節「災害直前活動」にある内容を参照する。

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

村は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

(2) 実施計画

ア 村は、住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

ウ 村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

資料編 ・災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧 (P. 1449)
・緊急確保路線 (P. 1449)

第2節 除雪等の実施

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 3 住民の安全確保を図るための活動の実施
- 4 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 5 警備体制の確立による応急活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図る。

(2) 実施計画

ア 村は、計画の定めるところにより除雪体制を整備し、大雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

イ 村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努める。

ウ 県は、道路交通の確保のため、諏訪建設事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施する。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要の都度応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置する。

2 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

関係機関が実施する対策

ア 電気通信設備の復旧体制

(ア) 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災

害対策組織を配置し、通信の疎通確保と迅速な復旧に努める。

(イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用する。

また、通信の疎通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備する。

(ウ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施する。

3 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪かき等の実施が困難な世帯の安全確保のための雪害救助員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア 県、村、社会福祉協議会等が実施する対策

(ア) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。

(イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

4 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講じる。

(2) 実施計画

村内の学校においては、以下の対策を実施する。

ア 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。

イ 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡のうえ、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

ウ 学校長は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

エ 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

オ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

5 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承して

いくことが必要である。

文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

所有者等が実施する対策

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、所有者はこれを防止するため時期を逸しないよう除雪等を実施する。

6 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

(2) 実施計画

ア 警備措置

(ア) 事前措置

- a 事前情報の収集と情勢判断
- b 警備体制の確立
- c 装備資器材等の確保
- d 関係機関との連絡協調
- e 広報活動の実施

(イ) 雪害発生時の措置

- a 雪害情報の収集・被害の調査等
 - (a) 事前情報
 - (b) 雪害発生時の情報
 - (c) 関係機関に対する連絡
- b 避難措置等
 - (a) 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - (b) 村長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - (c) 避難誘導
 - (d) 避難後の措置
- c 罹災者の救出（救護）活動
 - (a) 人命救助活動
 - (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力

(ウ) 雪害発生後の措置

- a 犯罪の予防・取締
- b 行方不明者の搜索・遺体の見分
- c 各種紛争事案に対する措置
- d 他機関の行う応急対策実施に対する協力
- e 広報の実施
 - (a) 雪害の状況

- (b) 今後の見通し
- (c) 復旧措置の状況
- (d) 罹災者の収容状況

イ 交通の確保（規制）措置

- (ア) 道路交通の実態把握
- (イ) 関係機関との連絡協調
- (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
- (エ) 交通整理・取締員の配置
- (オ) 交通情報の収集・提供
- (カ) 交通安全施設等の視認性の向上
- (キ) 交通規制等の広報

第3節 避難収容活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第1 基本方針

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

第2 主な活動

避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行う。

(2) 実施計画

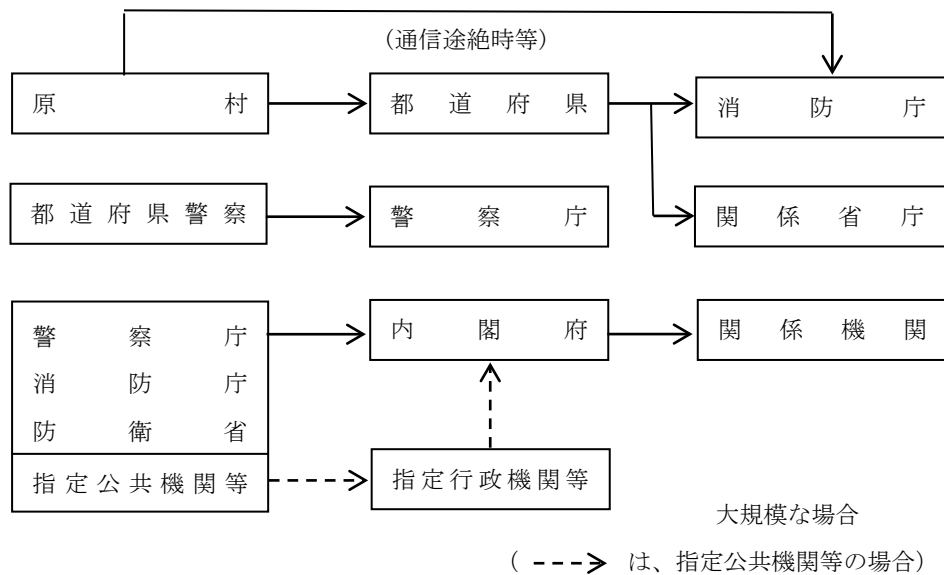
ア 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。

イ 避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

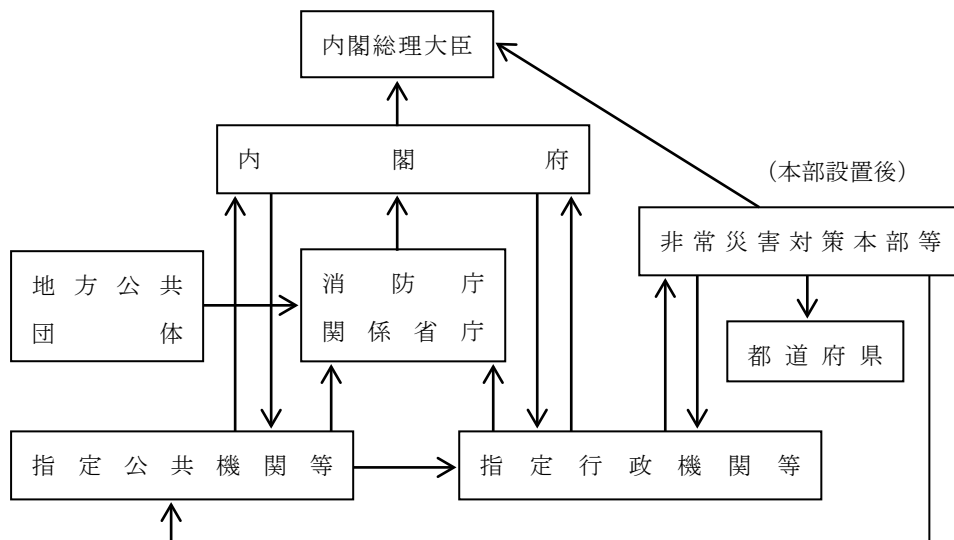
資料編 ・ 避難施設一覧 (P.1435)

雪害における連絡体制

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

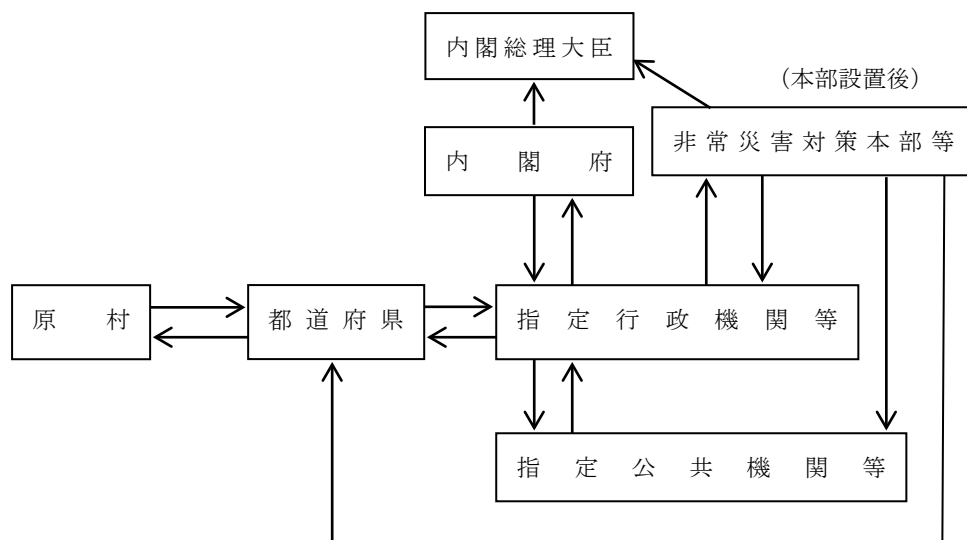


(2) 一般被害情報等の収集



雪害対策編
雪害における連絡体制

(3) 応急対策活動情報の連絡



※ 雪害における連絡体制の図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

航空災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

村は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、無人航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

村は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

(2) 実施計画

ア 住民から消防機関等を通じ入った災害情報を、国土交通省東京航空局松本空港出張所（以下「CAB」（Civil Aviation Bureau）という。）や救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。

資料編	・原村災害対策本部条例（P.1313） ・被害状況報告等の様式（P.1464） ・災害情報等受領用紙（P.1492）
-----	--

第2節 災害応急体制の整備

第1 基本方針

村は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に努める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

(1) 基本方針

村は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 実施計画

ア 職員による、より迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じて見直しを行う。

資 料 編 ・ 原村災害対策本部条例 (P. 1313)

イ 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。

資 料 編 ・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325)
・ 長野県消防相互応援協定書 (P. 1328)
・ 長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)

- 2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

村、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を的確迅速に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

資 料 編 ・ 災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書 (P. 1350)
・ 原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441)

第2章 災害応急対策計画

基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に搜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第1 基本方針

村は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。

第2 主な活動

- 1 村は、県等から得た航空機や画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 2 村は、応急対策の活動状況を県及び周辺市町村と相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

村は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

村は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに地域振興局へ連絡する。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 (P. 1301)

2 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

村は、応急対策の実施状況について県と相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省又は非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

村は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

資料編 ・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325)
・ 長野県消防相互応援協定書 (P. 1328)
・ 長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

地方公共団体、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとる。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

村の定める非常参集計画に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

資料編 ・ 原村災害対策本部条例 (P. 1313)

- 2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

村は、災害の規模等により、被災地方公共団体の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受入れるための受援体制を早急に整える。

資料編 ・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325) ・ 長野県消防相互応援協定書 (P. 1328) ・ 長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)
--

第3節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- 3 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

第3 活動の内容

- 1 関係機関による、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施

(1) 基本方針

東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は速やかに、県へ出動要請する等し、ヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。

(2) 実施計画

県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに非常備消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

- 2 消火、救助活動の実施

(1) 基本方針

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あらかじめ定められた救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(2) 実施計画

ア 発災した場合は、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるところにより救助・救急活動及び消火活動を実施する。

イ 災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は、前述したとおり、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」に定めるところにより要請を行うものとし、必要に応じて第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより要請する。

資料編	・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325) ・ 長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331) ・ 自衛隊派遣要請書 (P. 1510)
-----	--

- 3 医療活動の実施

(1) 基本方針

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、地域医師会や日本赤十字社長野県支部、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 自衛隊や日本赤十字社の協力が必要な場合は、所要の要請を行うとともに不足が見込まれる医薬品がある場合は調達に必要な措置をとる。

イ 風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

資料編	・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325) ・ 長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331) ・ 災害時の医療救護活動に関する協定書 (P. 1337) ・ 災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書 (P. 1350) ・ 自衛隊派遣要請書 (P. 1510)
-----	---

4 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

(1) 基本方針

被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

(2) 実施計画

緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。

また、緊急車両が特定の道路に集中し、渋滞等が発生しないように、必要に応じて県及び自衛隊に依頼し、ヘリコプター等により上空からの規制を実施する。

資料編	・ 緊急確保路線 (P. 1449) ・ 災害時幹線迂回路 (P. 1450) ・ 緊急輸送車両確認申出書及び標章 (P. 1451) ・ 自衛隊派遣要請書 (P. 1510)
-----	---

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 村は県及び航空運送事業者と相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

資料編	・原村とエルシーバイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定 (P. 1369) ・医療機関一覧 (P. 1447) ・報道関係発表用紙 (P. 1491) ・災害情報等受領用紙 (P. 1492)
------------	--

イ 風水害対策編第3章第25節「災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等に対する広報活動を実施する。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

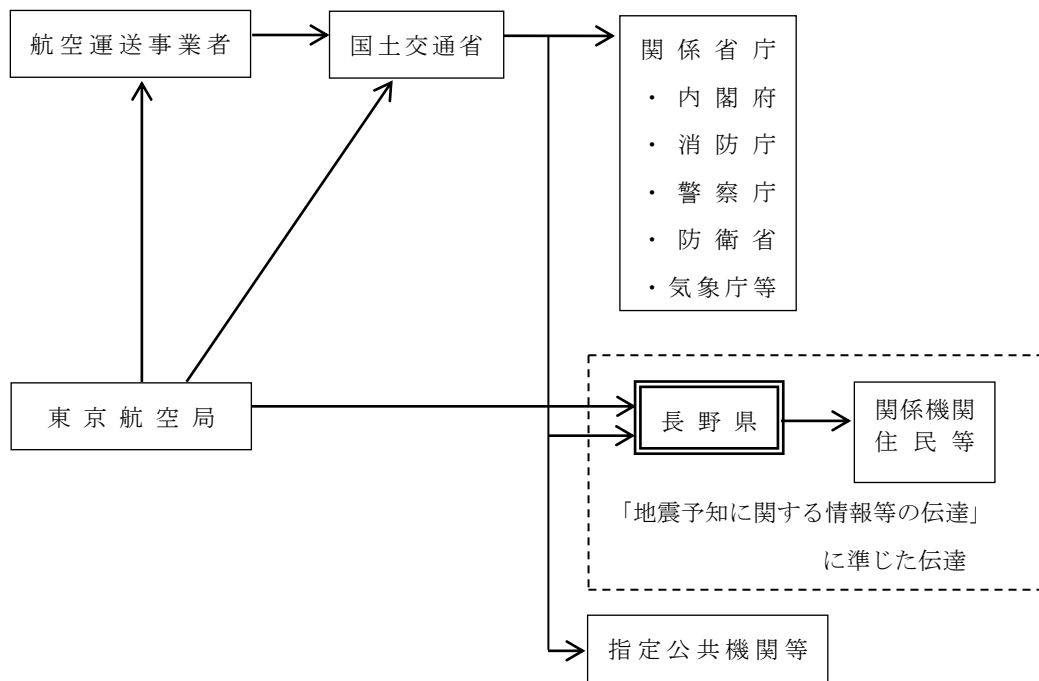
ア 村は県及び航空運送事業者と相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

資料編	・原村とエルシーバイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定 (P. 1369) ・医療機関一覧 (P. 1447) ・報道関係発表用紙 (P. 1491) ・災害情報等受領用紙 (P. 1492)
------------	--

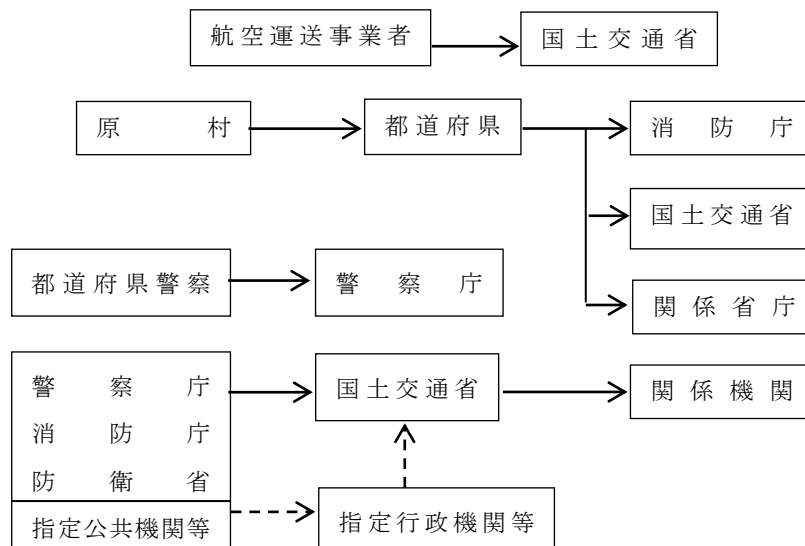
イ 風水害対策編第3章第25節「災害広報活動」に定めるところにより、住民等に対する広報活動を実施する。

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

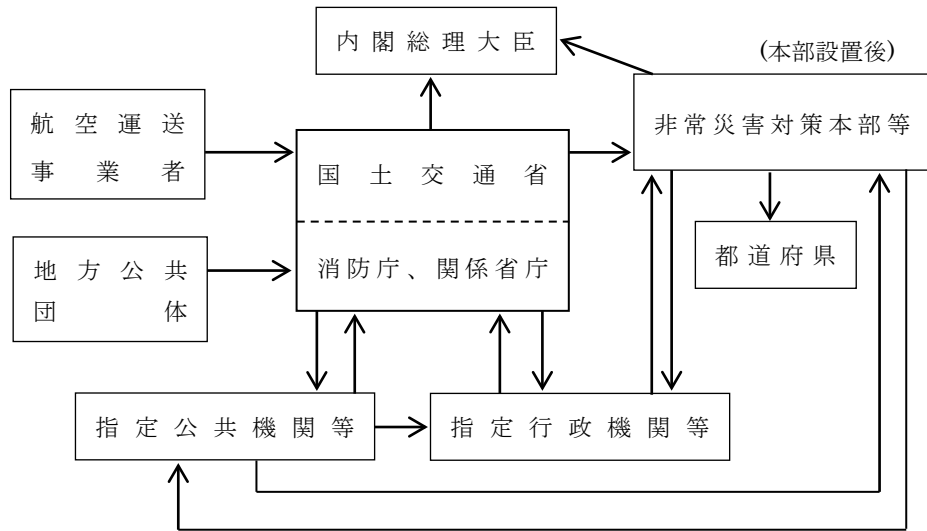


(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

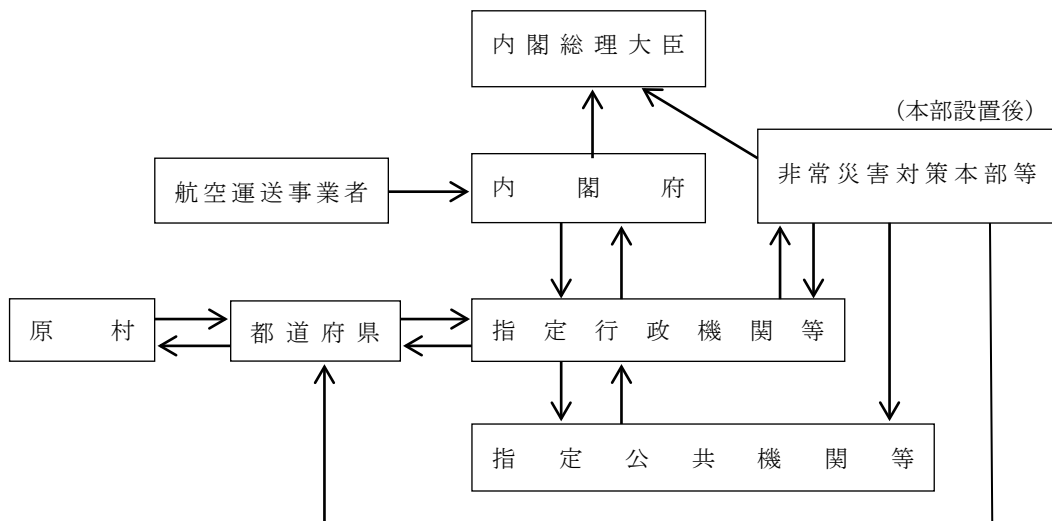


大規模な場合（ - - - - - ➤ は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ 航空災害における連絡体制の図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

道路災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む。）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

(2) 実施計画

ア 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方气象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。

また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。

第2節 道路（橋梁等を含む。）の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む。）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む。）整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

第2 主な取組み

道路（橋梁等を含む。）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む。）の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路（橋梁等を含む。）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む。）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として道路管理者は、道路（橋梁等を含む。）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 村は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

イ 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取り組み

- 1 関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む。）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、村単独では対応が遅れるおそれがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、村において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関の関係を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 村は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

イ 各関係機関は、防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、市町村の協定等に協力する。

ウ 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

エ 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図る。

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。

資料編	・諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書（P. 1325） ・長野県消防相互応援協定書（P. 1328） ・長野県市町村災害時相互応援協定（P. 1331）
-----	--

第2章 災害応急対策計画

基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。

また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、その後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

第2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施するうえで重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

パトロール等の結果や通報、防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

資料編 ・ 災害発生時の情報交換に関する協定 (P. 1382)

第2節 救急・救助・消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

村・及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

ア 「風水害対策編」第3章 第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

イ 道路管理者は、事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

資料編	・災害時の医療救護活動に関する協定書 (P. 1337)
	・救護班活動状況 (P. 1504)
	・救護班診療記録簿 (P. 1505)
	・助産台帳 (P. 1505)
	・病院診療所医療実施状況 (P. 1506)

第3節 災害応急対策の実施

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期する。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知する。

第2 主な活動

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

- 2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

資料編 ・災害時幹線迂回路 (P. 1450)

第3 活動の内容

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度に止めるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

行政区域内の道路（橋梁等を含む。）の被害について速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

資料編 ・災害時における応急措置に関する協定書 (P. 1367)
・ 応急復旧用機械所有者 (P. 1450)
・ 障害物除去該当世帯調 (P. 1507)
・ 障害物除去状況記録簿 (P. 1507)

- 2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。

このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

第4節 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

被災家族等に対する的確な情報伝達活動

1 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

2 実施計画

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第5節 道路（橋梁等を含む。）の応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む。）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努める。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む。）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

迅速な道路（橋梁等を含む。）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

1 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む。）の応急復旧を図る。

2 実施計画

(1) パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

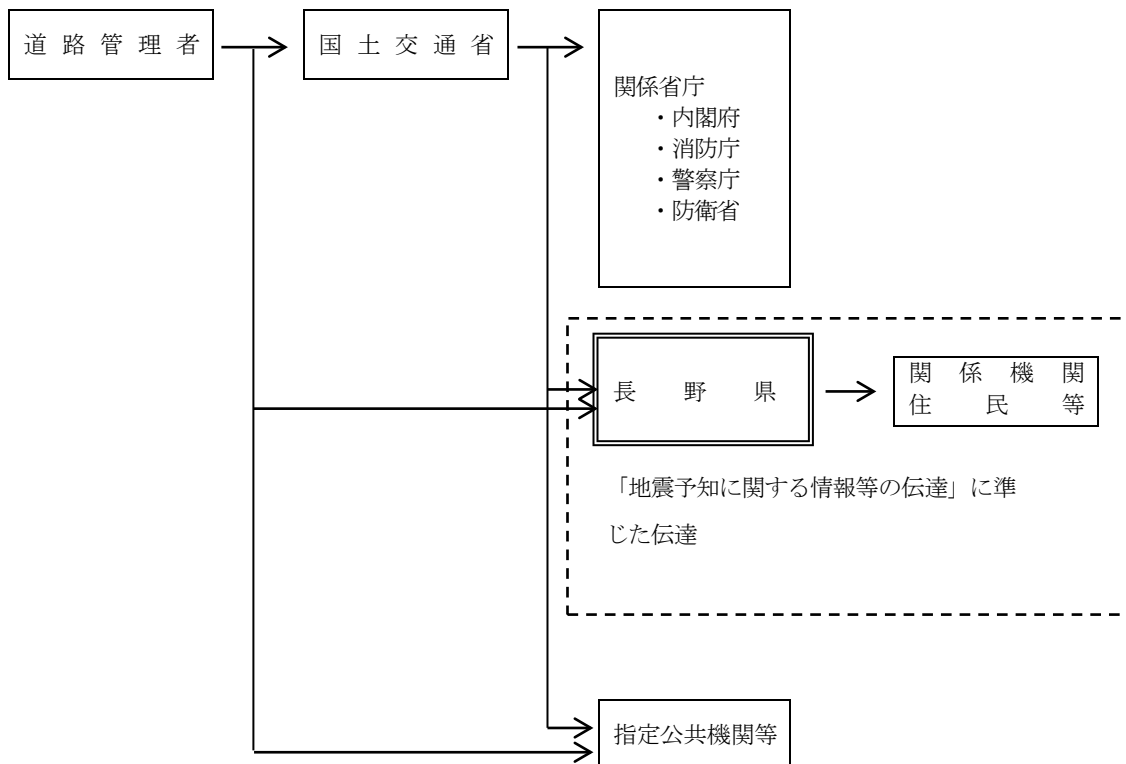
応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

(2) 建設団体等は、県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施する。

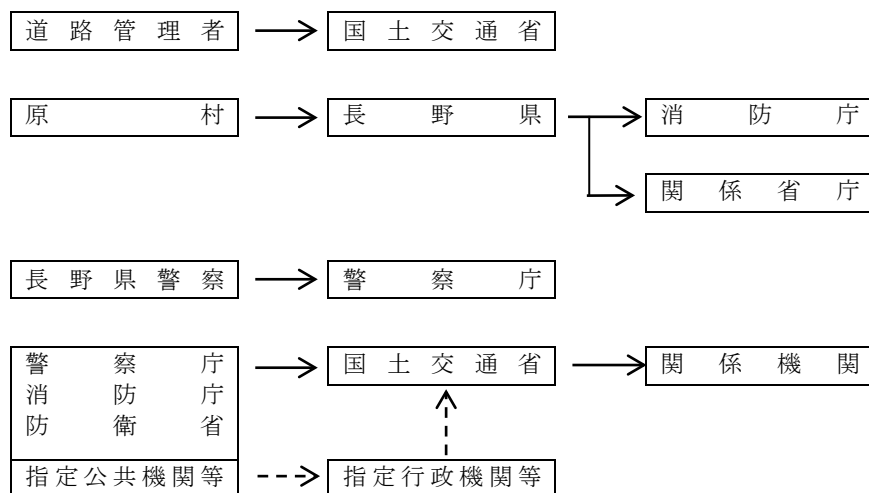
資料編 ・ 災害時における応急措置に関する協定書 (P. 1367)

道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡



(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

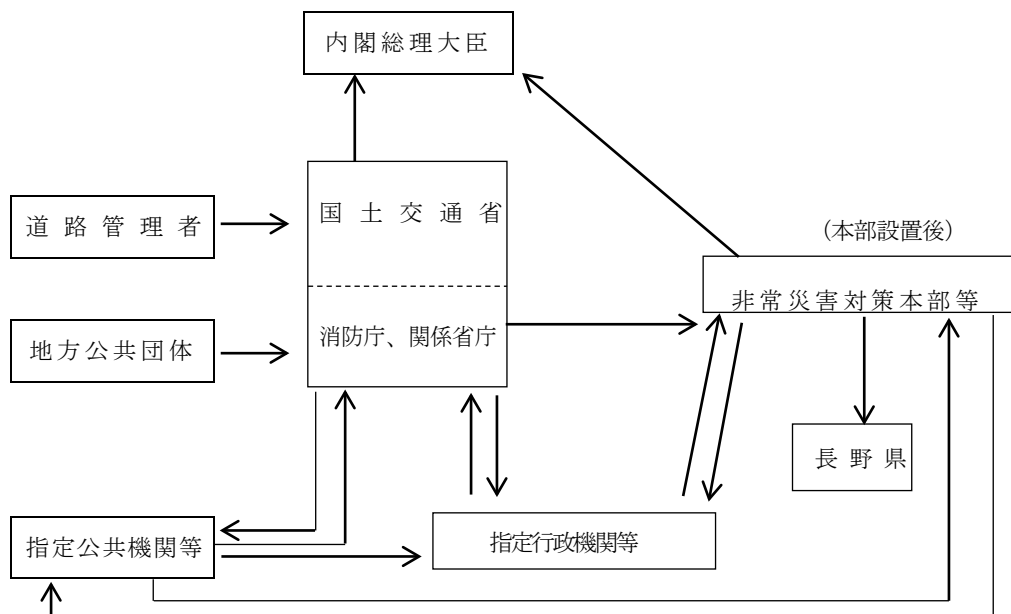


大規模な場合

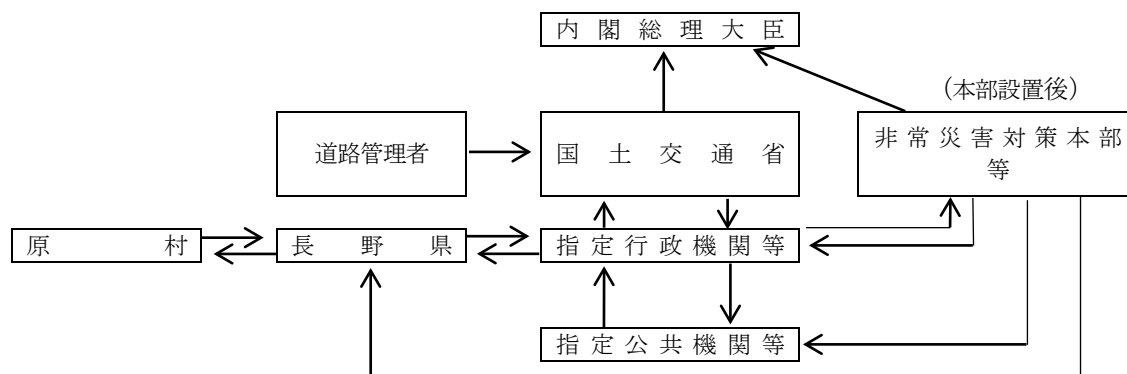
(---➡ は、指定行政機関の場合)

道路災害対策編
道路災害における連絡体制

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※道路災害における連絡体制の図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

危険物等災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

村内の消防法に定める危険物施設は、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

(ウ) 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

- b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況
- イ 自衛消防組織の整備促進
緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導する。
- ウ 関係機関（危険物取扱事業所）が行う対策
 - （ア）危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努める。
 - （イ）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安全管理技術の向上に努める。
 - （ウ）緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備する。

資料編 ・ 危険物貯蔵施設一覧 (P. 1458)

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 消火資機材の整備促進

村は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

イ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

ウ 警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

エ 関係機関（危険物取扱事業所）が行う対策

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化する。

- 2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

イ 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

危険物等災害対策編 第1章第2節
迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- ウ 河川管理者、危険物等施設の管理者は、危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図る。
- エ 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築する。
- オ 水道事業者は、給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備する。

資料編 ・ 原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441)

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによる。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施するうえで不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

災害情報の収集・連絡活動

1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

2 実施計画

- (1) 人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。
- (2) 事業者は、危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡する。

第2節 災害の拡大防止活動

第1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

危険物等施設における災害拡大防止応急対策

1 基本方針

〔危険物関係〕

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

資 料 編 危険物貯蔵施設一覧 (P.1458)

〔タンクローリー等の横転事故関係〕

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、第2章の各節において定めたところにより実施する。

2 実施計画

〔危険物関係〕

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置

を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講じる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

[タンクローリー等の横転事故関係]

- (1) パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

- (2) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは、通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

資料編 ・ 災害時幹線迂回路 (P. 1450)

[共通事項]

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、村及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

危険物等大量流出時における応急対策

1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑える。

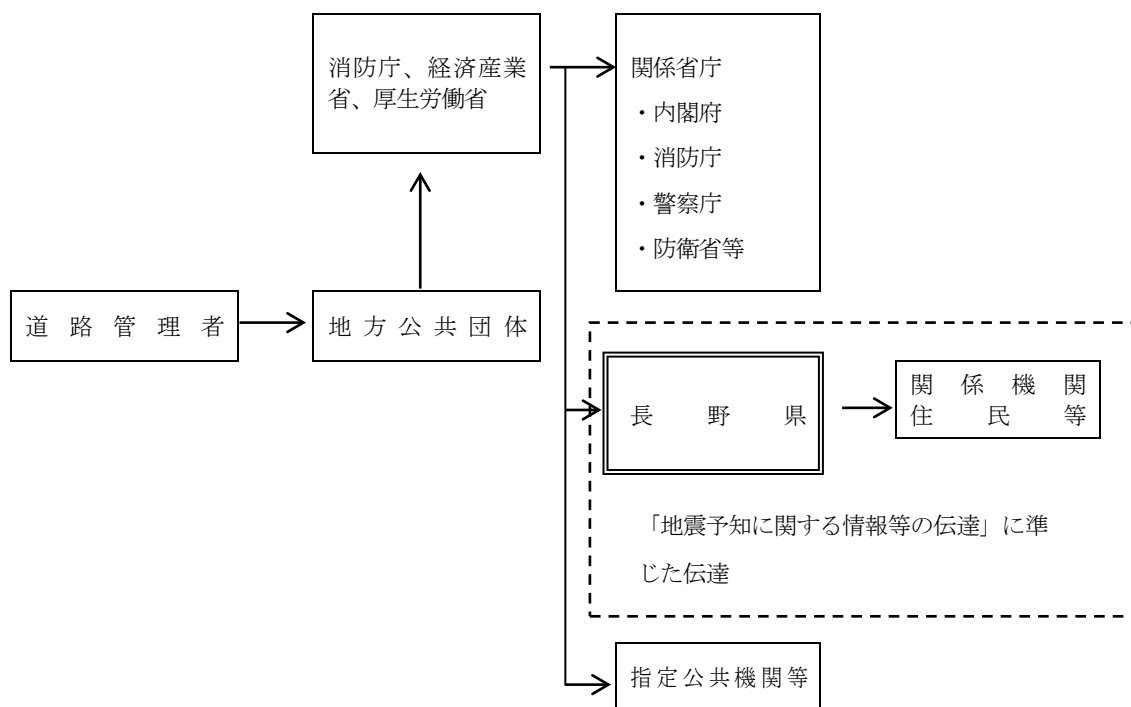
2 実施計画

- (1) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。
- (2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (3) 環境モニタリングを実施する。
- (4) 危険物等施設の管理者等は、危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行う。
- (5) 危険物等施設の管理者等は、危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報する。
- (6) 水道事業者は、取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

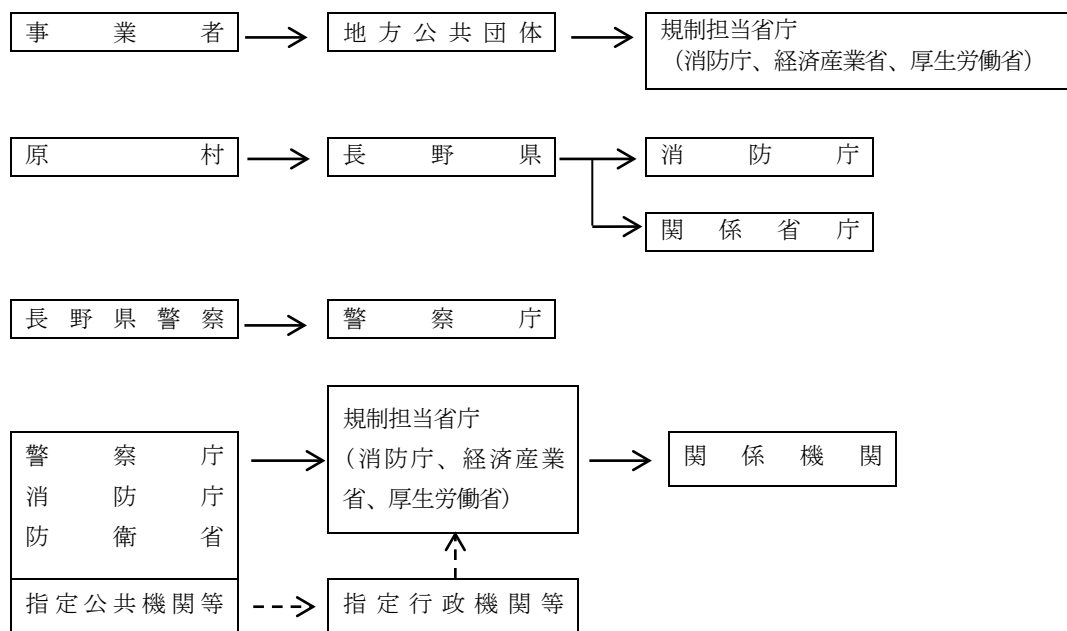
資料編 ・ 指定給水装置・排水設備工事事業者一覧 (P. 1307)

危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡



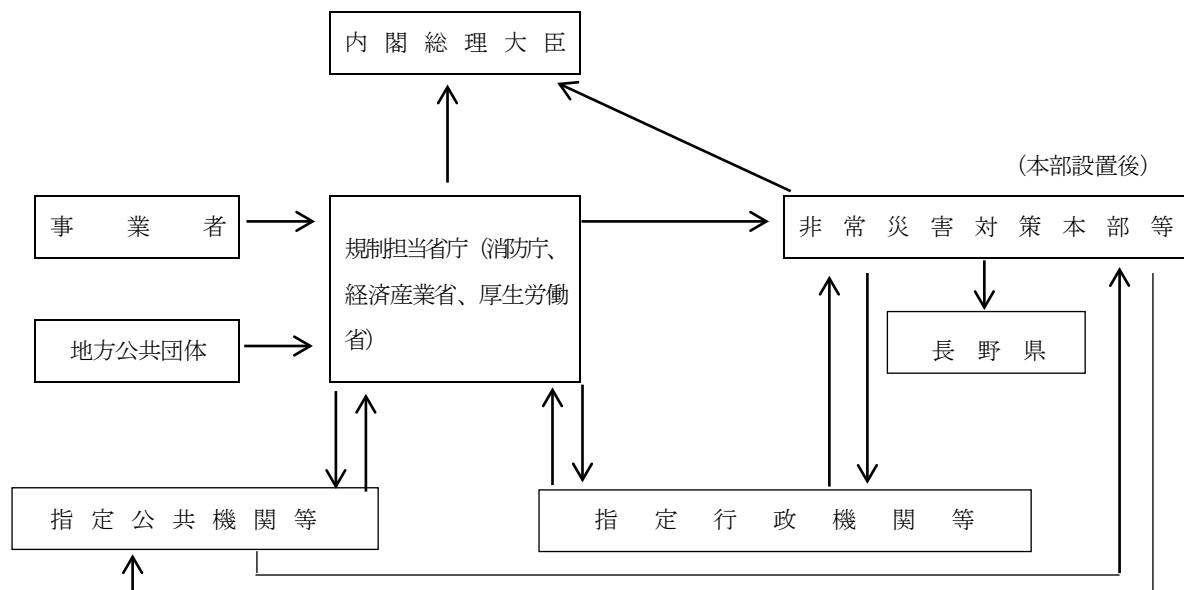
(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



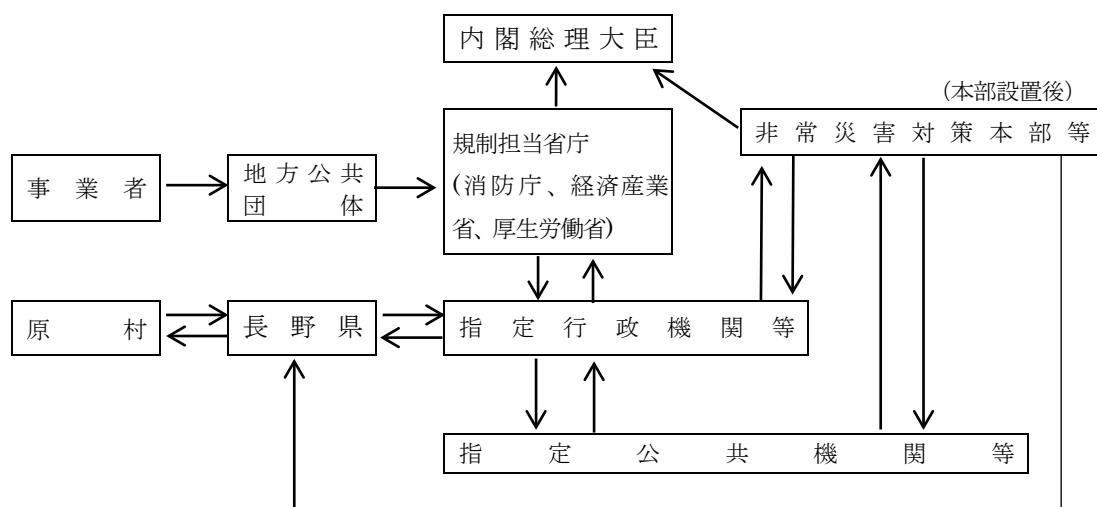
大規模な場合

（ ---➡ は、指定行政機関の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※危険物災害における連絡体制の図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

大規模な火災災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火災災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火災災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いむらづくりを形成する。

第1節 災害に強いむらづくり

第1 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火災災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いむらづくりを行う。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火災災害に強い村の形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

- 1 大規模な火災災害に強い村の形成

(1) 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火災災害に強いむらづくりを行う。

(2) 実施計画

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火災災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定める。

ウ 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

エ 大規模な都市における都市防災構造化事業計画を策定する。

オ 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

カ 村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

キ 木造密集地や、公共施設の整備の立遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

ク 「密集市街地における防災街区の整備に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。

- 2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火災災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、

建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。

イ 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。

ウ 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。

エ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備、その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。

オ 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

資料編 ・ 指定文化財一覧 (P.1461)

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火災災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取り組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画

第3 計画の内容

- 1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

平成31年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車120台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車99.2%である。

これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

イ 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

資料編 ・災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧 (P. 1449)
・緊急確保路線 (P. 1449)

(2) 実施計画

ア 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- (ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
- (イ) 最先到着隊による措置
- (ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- (エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- (オ) 各活動隊の編成と任務
- (カ) 消防団の活動要請
- (キ) 通信体制
- (ク) 関係機関との連絡
- (ケ) 報告及び広報
- (コ) 訓練計画
- (サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

ウ 関係機関の協力を得て、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

エ 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

資料編 ・諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325)
・長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)
・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書 (P. 1350)
・医療機関一覧 (P. 1447)
・薬局・薬店一覧 (P. 1447)
・罹災者台帳 (P. 1496)
・罹災証明書 (P. 1497)
・被災者救出状況記録簿 (P. 1498)

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

(2) 実施計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

エ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及・啓発を図る。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

オ 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

カ 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

資料編	・諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325)
	・長野県消防相互応援協定書 (P. 1328)
	・長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 消火活動

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

消火活動

1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

2 実施計画

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を風水害対策編第3章第4節により行う。

(イ) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第3章第5節により要請する。

(2) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、風水害対策編第3章第7節に定める。

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

第2節 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火災災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講じる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第3 活動の内容

1 基本方針

公共建築物については災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置を講じる。

2 実施計画

(1) 村は、庁舎、社会福祉施設、病院、村営住宅、村立学校等について、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

(2) 建築物の所有者は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第3章 災害復旧・復興計画

基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

第1 基本方針

大規模な火災災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、さらに災害に強いむらづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なむらづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、当該計画の的確迅速な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

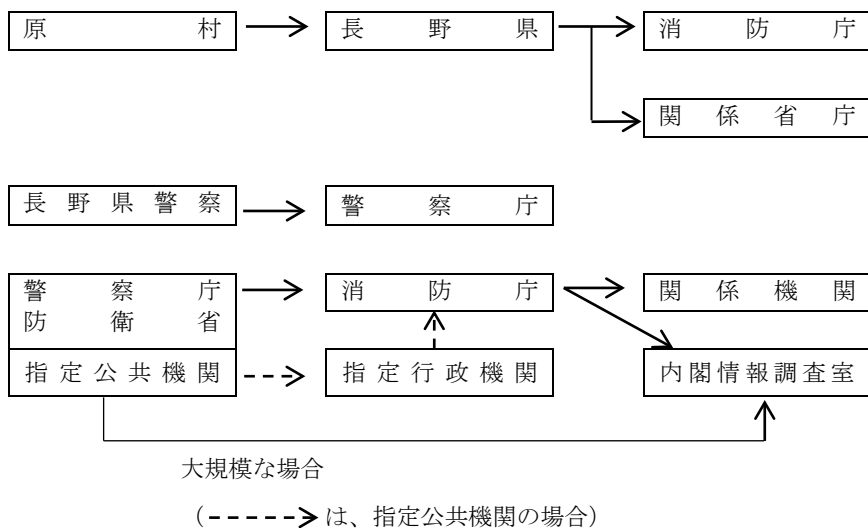
(2) 実施計画

ア 関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

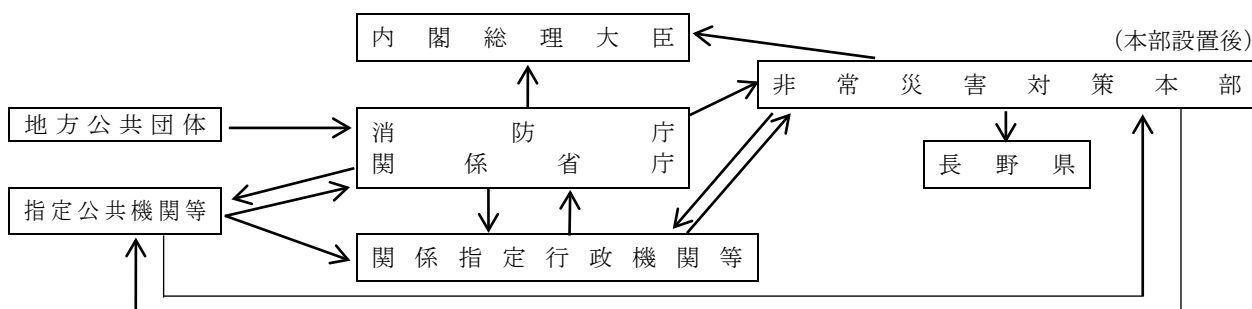
イ 関係機関は、県、村と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

大規模な火災災害における連絡体制

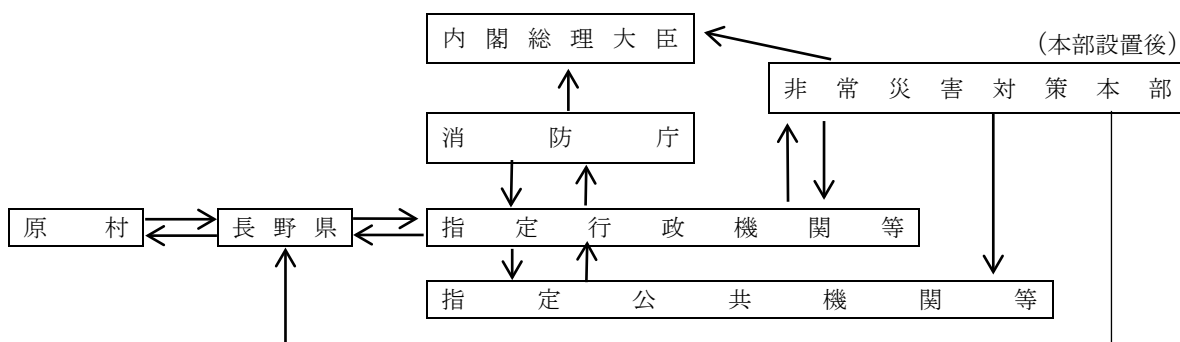
(1) 大規模な火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※大規模な火災災害における連絡体制の図は長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

林野火災対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

林野火災は多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強いむらづくり

第1 基本方針

村は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立する。
- 2 林野火災消防計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

- 1 林野火災消防対策計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討のうえ、次の事項等について計画する。

(ア) 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

(イ) 消防計画

- a 消防分担区域
- b 出動計画
- c 防ぎょ鎮圧要領

(ウ) 資機材整備計画

(エ) 防災訓練の実施計画

(オ) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及・啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

村は、林野火災予防のため、次の事業を行う。

ア 防火思想の普及

(ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

(イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。

(ウ) 自主防災組織の育成を図る。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

(ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。

(イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。

(ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。

(エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

ウ 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

エ 林野所有（管理）者に対する指導

(ア) 火の後始末の徹底

(イ) 防火線・防火樹帯の設置

(ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保

(エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするにあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。

(オ) 火災多発期における見回りの強化

(カ) 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

資料編	・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書（P. 1325） ・ 長野県消防相互応援協定書（P. 1328） ・ 長野県市町村災害時相互応援協定（P. 1331）
-----	---

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講じる。

(2) 実施計画

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、ヘリコプター等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じヘリコプター、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じてヘリコプター又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

ア 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

(1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) 火入れ、焚き火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じる。

ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

2 実施計画

- (1) ヘリコプターによる偵察の要請
- (2) 職員の災害現場への派遣

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

- ア 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- イ 消防本部からの県への火災即報の送信
- ウ 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請の実施

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行う。

(2) 実施計画

- ア 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。
- イ 林野所有（管理）者等は、初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

村は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動にあたっては、次の事項を検討して、最善の方途を講じる。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防ぎょ担当区域
- (3) 携行する消防機材及びその他の器具
- (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) 救急救護対策
- (8) 住民等の避難
- (9) 空中消火の要請

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講じるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第3 活動の内容

二次災害の防止

1 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講じる。

2 実施計画

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

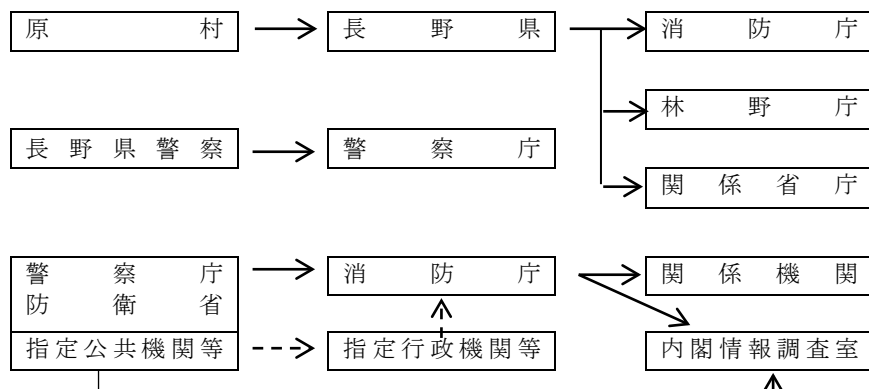
事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

2 実施計画

寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及・啓発を行う。

林野火災における連絡体制

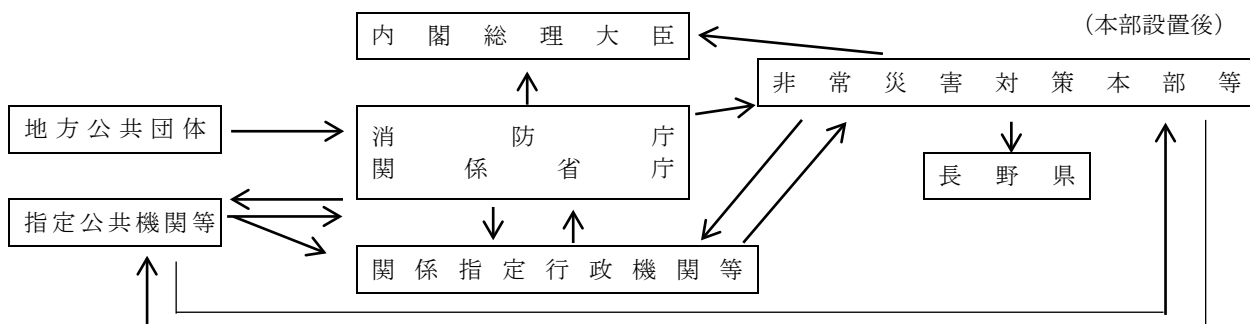
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



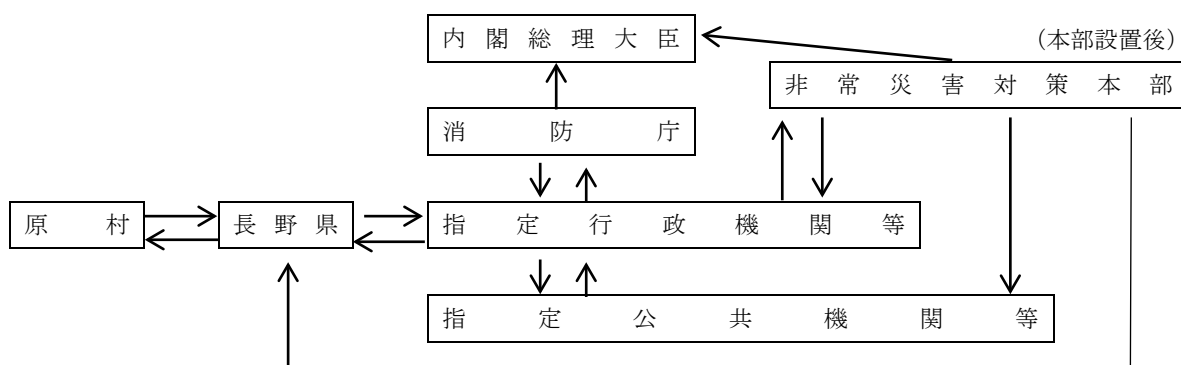
大規模な場合

(-----> は、指定公共機関の場合)

(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※林野火災における連絡体制の図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。